

旅客営業規則の一部改正【2021年4月1日より適用】

回数券取扱終了に伴う変更【新旧対照表】

改 正	現 行
<p>〔乗車券類の種類〕</p> <p>第15条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>回数乗車券（以下「回数券」という。）</u></p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>〔<u>回数券</u>の発売〕</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の規定によって<u>回数券</u>を発売する場合、1券片の区間は片道普通券を発売できるものに限る。</p> <p>3 <u>前各項</u>の規定により発売する<u>回数券</u>は<u>身体障害者・知的障害者割引回数券及び通学割引回数券</u>の発売に限る。</p> <p>〔通学割引回数券の発売〕</p> <p>第28条の2 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>2 前項の規定によって通学割引回数券を発売する場合、割引の<u>回数券</u>により発売する。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>〔<u>回数旅客運賃</u>〕</p> <p>第50条 (現行どおり)</p> <p>〔<u>時差回数旅客運賃</u>〕</p> <p>第50条の2 (<u>削 除</u>)</p> <p>〔<u>土・休日割引回数旅客運賃</u>〕</p> <p>第50条の3 (<u>削 除</u>)</p>	<p>〔乗車券類の種類〕</p> <p>第15条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 回数乗車券</p> <ul style="list-style-type: none"> — 普通回数乗車券 (以下「普通回数券」という。) — 時差回数乗車券 (以下「時差回数券」という。) — 土・休日割引回数乗車券 (以下「土・休日割引回数券」) <p>(4) (省 略)</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>〔普通回数券の発売〕</p> <p>第28条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定によって普通回数券を発売する場合、1券片の区間は片道普通券を発売できるものに限る。</p> <p>3 第1項の規定により発売する普通回数券は身体障害者割引回数券及び知的障害者割引回数券の発売に限る。</p> <p>〔通学割引回数券の発売〕</p> <p>第28条の2 (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>2 前項の規定によって通学割引回数券を発売する場合、割引の普通回数券により発売する。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p> <p>〔普通回数旅客運賃〕</p> <p>第50条 (省 略)</p> <p>〔<u>時差回数旅客運賃</u>〕</p> <p>第50条の2 (省 略)</p> <p>〔<u>土・休日割引回数旅客運賃</u>〕</p> <p>第50条の3 (省 略)</p>

※下線部が改正箇所です。

改 正	現 行
<p>〔通用期間〕</p> <p>第69条 (現行どおり)</p> <p>(1)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 回数券</p> <p>イ. <u>回数券</u> 発売日から、その日の属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。</p> <p>ロ. <u>(削除)</u></p> <p>ハ. <u>(削除)</u></p> <p><u>ロ.</u> 通学割引回数券 別に定める。 (項番変更)</p> <p>(4)</p> <p>ㄱ (現行どおり)</p> <p>(6)</p> <p>〔定期券以外の乗車券類が無効となる場合〕</p> <p>第78条 定期券以外の乗車券類は、次の各号の1に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。</p> <p>(1)</p> <p>ㄱ (現行どおり)</p> <p>(11)</p> <p><u>(12)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(13)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(12)</u> その他乗車券類を不正乗車的手段として使用したとき。 <u>(項番変更)</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>〔通用期間〕</p> <p>第69条 (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 回数券</p> <p>イ. <u>普通回数券</u> 発売日から、その日の属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。</p> <p>ロ. 時差回数券発売日から、その日の属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。</p> <p>ハ. 土・休日割引回数券発売日から、その日の属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。</p> <p>ニ. 通学割引回数券 別に定める</p> <p>(4)</p> <p>ㄱ (省 略)</p> <p>(6)</p> <p>〔定期券以外の乗車券類が無効となる場合〕</p> <p>第78条 定期券以外の乗車券類は、次の各号の1に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。</p> <p>(1)</p> <p>ㄱ (省 略)</p> <p>(11)</p> <p>(12) 時差回数券を第28条の2に規定する日時以外で使用したとき。</p> <p>(13) 土・休日割引回数券を第28条の3に規定する日以外で使用したとき。</p> <p>(14) その他乗車券類を不正乗車的手段として使用したとき。</p> <p>2 (省 略)</p>

※下線部が改正箇所です。

改 正

〔回数券の様式〕

第90条 回数券の様式は、次のとおりとする。

(1) 券売機発売用

イ. 身体障害者・知的障害者割引回数券

大人用

小児用



5.75cm×3.0cm

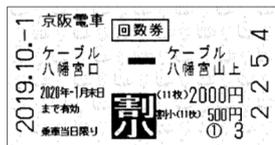
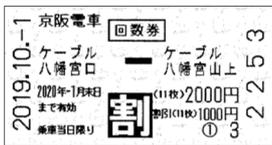
5.75cm×3.0cm

備考

(1) 小児用は「割小」と表示する。

(2) 裏面は磁気膜を塗布する。

ロ. 鋼索線専用身体障害者・知的障害者割引回数券



3.0cm×5.75cm

3.0cm×5.75cm

備考

(1) 小児用は「割小」と表示する。

(2) 裏面は磁気膜を塗布する。

現 行

〔回数券の様式〕

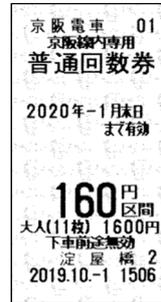
第90条 回数券の様式は、次のとおりとする。

(1) 券売機発売用

イ. 普通回数券 (削 除)

大人用

小児用



5.75cm×3.0cm

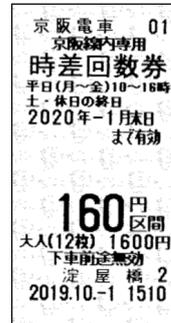
5.75cm×3.0cm

備考

(1) 小児用は「小」と表示する。

(2) 裏面は磁気膜を塗布する。

ロ. 時差回数券 (削 除)



5.75cm×3.0cm

備考 裏面は磁気膜を塗布する。

※下線部が改正箇所です。

改正

現行

ハ. 通学割引回数券

通信制高等学校用

放送大学用



5.75cm × 8.5cm

5.75cm × 8.5cm

備考 裏面は磁気膜を塗布する。

(2) 一般用 (大津線・割引普通回数券のみ)



5.75cm × 8.5cm

ハ. 土・休日割引回数券 (削 除)



5.75 cm × 3.0 cm

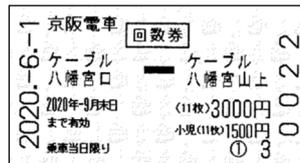
備考 裏面は磁気膜を塗布する。

(2) 一般用 (大津線・割引普通回数券のみ)

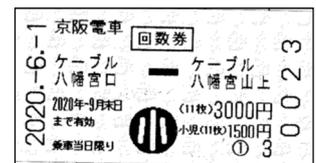


5.75cm × 8.5cm

(3) 鋼索線専用普通回数券 (削 除)
(大人用) (小児用)



3.0cm × 5.75cm



3.0cm × 5.75cm

備考
小児用は「小」と表示する。
裏面は磁気膜を塗布する。

※下線部が改正箇所です。

改 正	現 行
<p>〔回数券の乗越〕 第107条の2 回数券（通学割引回数券を除く。）を使用する旅客が乗越をする場合は、前条の規定を準用し、原回数券の区間に対する普通旅客運賃と実際乗車区間の普通旅客運賃との差額を収受する。<u>この場合、身体障害者及び知的障害者割引回数券にあっては、その割引率を適用して運賃計算をする。</u></p> <p>〔回数券の方向変更〕 第109条 回数券（通学割引回数券を除く。）を使用する旅客が、方向変更をする場合は、前条の規定を準用し、原回数券の区間に対する普通旅客運賃と実際乗車区間の普通旅客運賃を比較して、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしないものとする。<u>この場合、身体障害者及び知的障害者割引回数券にあっては、その割引率を適用して運賃計算をする。</u></p> <p>〔使用開始前の定期旅客運賃・回数旅客運賃の払いもどし〕 第125条 旅客は、通用期間開始前の定期券を定期券の発売駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃の払いもどしを請求することができる。また、使用開始前で通用期間内の回数券を<u>京阪線内有効の回数券は京阪線の発売場所、大津線内有効の回数券は大津線の発売場所、鋼索線有効の回数券は石清水八幡宮駅に差し出して、既に支払った回数旅客運賃の払いもどしを請求することができる。</u>この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚（回数券については1冊）につき220円を支払うものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>〔回数券の乗越〕 第107条の2 回数券（通学割引回数券を除く。）を使用する旅客が乗越をする場合は、前条の規定を準用し、原回数券の区間に対する普通旅客運賃と実際乗車区間の普通旅客運賃との差額を収受する。 2 前項の場合、身体障害者及び知的障害者用割引普通回数券にあっては、その割引率を適用して運賃計算をする。</p> <p>〔回数券の方向変更〕 第109条 回数券（通学割引回数券を除く。）を使用する旅客が、方向変更をする場合は、前条の規定を準用し、原回数券の区間に対する普通旅客運賃と実際乗車区間の普通旅客運賃を比較して、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしないものとする。 2 前項の場合、身体障害者及び知的障害者用割引普通回数券にあっては、その割引率を適用して運賃計算をする。</p> <p>〔使用開始前の定期旅客運賃・回数旅客運賃の払いもどし〕 第125条 旅客は、通用期間開始前の定期券を定期券の発売駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃の払いもどしを請求することができる。また、使用開始前で通用期間内の回数券を回数券発売駅または大津線係員配置駅に差し出して、既に支払った回数旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚（回数券については1冊）につき220円を支払うものとする。</p> <p>2 (省 略)</p>

※下線部が改正箇所です。